

日本成人先天性心疾患学会 学会認定専門医制度規則 施行細則

第1章 委員会

(委員会の設置)

第1条 日本成人先天性心疾患学会（本学会）認定成人先天性心疾患専門医制度（本制度）の構築と適切な運営のため、本学会に本学会会則施行細則に則り成人先天性心疾患専門医制度委員会（以下、制度委員会）を置く。

第2条 制度委員会は、専門医及び修練施設認定を含む当該専門医制度に関わる全ての事項について審議し、委員長は議決した結果を速やかに理事長に答申する。

第3条 制度委員会には以下の部会を設置する。

2. 部会は、基本構想検討部会、専門医認定部会、修練施設認定部会、試験問題作成部会、とする。
3. 各部会には部会長を置く。

第4条 各部会の役割は以下のごとくとする。

- 1) 基本構想検討部会は制度の基本的事項について審議する。
- 2) 専門医認定部会は、本施行細則及び付則に則り、成人先天性心疾患専門医新規申請資格及び更新の審査を行う。新規専門医資格認定については、試験結果を踏まえて審査する。
- 3) 修練施設認定部会は、本施行細則及び付則に則り、成人先天性心疾患専門医修練施設（修練施設）並びに修練指導責任者の審査を行う。
- 4) 試験問題作成部会は、成人先天性心疾患専門医資格認定試験問題の作成に当たる。
2. 専門医および修練施設の認定審査結果は速やかに制度委員会に答申する。
3. 各部会の業務は部会からの提案を基に制度委員会で承認する。

第5条 部会長は審議結果を迅速に制度委員会委員長に提出する。

(構成, 定員, 任期)

第6条 制度委員会の委員構成および委員の選任は本学会会則による。

2. 部会長は制度委員会委員が担当し、部会委員は部会長が候補者を選び制度委員会委員長に申請し承認を得る。
3. 部会の委員の候補者は原則として評議員(理事を含む)とする。
4. 各部会の定員は5名程度とする。但し、必要に応じ部会長は制度委員会委員長の了解のもと臨時の委員を置くことが出来る。
5. 部会委員の任期は部会長の任期に合わせるが、再任を妨げない。

第2章 成人先天性心疾患専門医

(位置づけ)

第7条 本制度は、当面の間、循環器内科、小児循環器、心臓血管外科の3サブスペシャリティ専門医制度と連携し、それらを管轄する日本循環器学会、日本小児循環器学会、および心臓血管外科専門医認定機構（日本心臓血管外科学会、日本胸部外科学会、日本血管外科学会）（以下、関連学会等）と協議し制度構築を図る。

2. 専門医認定申請にあたっては、希望するサブスペシャリティ専門分野を明記し、認定証には申請時に示したサブスペシャリティ専門分野が併記されるものとする。

第8条 上記の関連するサブスペシャリティ学会（関連学会）との間に、本制度の円滑な運用を図るために、成人先天性心疾患専門医制度関連学会協議会を置く。その役割等については別途定める。

(申請資格)

第9条 所定の修練を終了した専攻医が本制度専門医資格認定申請を行う場合、次の各項の条件をすべて満たすことを要する。

- 1) 日本国の医師免許証を有すること。
 - 2) 循環器専門医、小児循環器専門医、心臓血管外科専門医、の何れかの専門医資格を有し、かつ、本学会認定専門医試験合格者であること。
 - 3) 認定修練施設において定められた期間の修練を修了していること。
 - 4) 所定の臨床修練経験要件を満たしていること。
 - 5) 所定の学会等参加要件を満たしていること。
 - 6) 所定の学術業績を有すること。
 - 7) 申請時において日本成人先天性心疾患学会会員であること。
2. 別に定めるコアコンピテンシーに基づく修練達成度評価に合格していること。

第10条 資格認定試験は筆記試験により実施し、資格認定試験の時期は理事会の議決を経て公示する。

2. 資格認定試験実施は原則として隔年とする。

第11条 試験施行日、申請方法等は、年毎に学会ホームページ上に公示する。

(審査料)

第12条 審査料は30,000円とする。

(認定, 登録および登録料)

第13条 制度委員会専門医認定部会は認定試験の可否の判定を行い, 認定試験合格者は制度委員会および理事会の承認の上, 本制度専門医として認定される。

2. 上記において認定された者は本学会に登録料を納入し登録を届け出ることにより専門医認定証が付与され, 学会ホームページで公表される。
3. 登録料は 30,000 円とする。

(認定期間)

第14条 専門医としての認定期間は認定の日より 5 年間とする。

(資格喪失)

第15条 以下の各項に該当するときは専門医資格を喪失するものとする。

- 1) 専門医としての資格を辞退するとき。
- 2) 学会員としての資格を喪失したとき。
- 3) 申請書に虚偽の認められたとき。
- 4) 認定更新を受けないとき。

(資格停止, 取消)

第16条 本学会理事長は, 成人先天性心疾患専門医としてふさわしくない行為のあったものに対して, 制度委員会, 理事会, 評議員会の議決を経て総会で承認後, 学会認定成人先天性心疾患専門医の認定を期限付きで停止または取り消すことができる。

(復活, 再申請)

第17条 復活, 再申請については制度委員会が申請に基づき審議し, 理事会で決定する。

(更新および認定更新料)

第18条 本制度認定専門医は, 認定期間終了前に所定の更新手続きをしなければ, 資格を継続することが出来ない。

2. 専門医の更新要件等については別に定める。
3. 認定更新料は 30,000 円とする。

第3章 修練制度

(修練方式)

第19条 本制度は, カリキュラム制で開始する。

2. 所定の修練カリキュラムに則った修練指導体制は、認定修練施設において行われるものとする。
3. 修練カリキュラムの到達目標について以下のとおりとする。
 - 1) 成人先天性心疾患全般についての疾患とその病態を理解する。
 - 2) 横断的および専門分野別の基本的診療（診察及び検査）に習熟する。
 - 3) カテーテルインターベンション技術を持つ（循環器内科及び小児循環器）。
 - 4) 心臓血管外科治療についての、適応、術式選択、予後について十分な知識を持ち、心臓血管外科医においては先天性心疾患領域で十分な手術経験を持つ。
 - 5) 先天性心疾患患者の妊娠・出産についての十分な知識を持つ。
 - 6) 成人先天性心疾患における肺高血圧症についての最新の知識と治療経験を持つ。
（治療経験については循環器内科、小児循環器分野で該当）
 - 7) 多職種連携医療チームに参画して、専門分野からの意見が述べられる。
 - 8) 成人先天性心疾患に対する機械的補助循環、臓器移植について十分な知識をもつ。
 - 9) 成人先天性心疾患患者における遺伝学的背景、緩和医療、等倫理的課題について理解する。

第4章 修練施設

（修練施設と種類）

第20条 成人先天性心疾患専門医の臨床修練のため、一定の要件を満たした施設を成人先天性心疾患専門医制度修練施設として認定する。

2. 本制度が認定する修練施設は総合修練施設と連携修練施設とする。
3. 総合修練施設は本制度の構築と運用において指導的立場を持つものとする。
4. 連携修練施設は原則として近隣の総合修練施設との連携を持って、適切な修練体制を構築するものとする。

（修練施設指導責任者）

第21条 総合修練施設の長は、所定のカリキュラムに則った指導ができるよう、施設内の専門医資格取得者（暫定専門医を含む）の中から1名を修練指導責任者として制度委員会に申請しなければならない。その資格要件は別に定める。

2. 修練指導責任者は、本制度整備指針および規則等に則って、当該認定修練施設および連携修練施設における円滑かつ質の担保された修練計画を立て、その運用に当たる。
3. 連携修練施設においては修練指導責任者を代行する施設指導責任者をおく。その資格要件は別に定める。

4. 修練指導責任者は、修練修了専攻医の専門医認定試験受験申請において、所定の書式に則った推薦状への署名をしなければならない。なお、連携修練施設においては施設指導責任者が代行することが出来る。
5. 修練指導責任者または施設指導責任者に変更がある場合は、施設長は速やかに後任を選し、制度委員会に報告・申請するものとする。

(修練施設の申請と認定)

第22条 修練施設認定申請（修練指導責任者を含む）はその施設の長（管理責任者など）が行うことを原則とする。

2. 修練施設および修練指導責任者の認定審査申請は以下のとおりとする。
 - 1) 総合修練施設の申請に当たっては、修練指導責任者の認定申請も含めて行う。
 - 2) 連携修練施設の申請に当たっては、修練指導責任者ないし施設指導責任者を含めて行う。
 - 3) 連携修練施設の申請に当たっては、連携する総合修練施設名（申請中は候補施設となる）を記載すること。
3. 制度委員会での審査で適切と判断された、修練施設ならびに修練指導責任者または施設指導責任者について、理事長は理事会の承認後、本学会総会で承認事項として報告し、学会ホームページ上に公示する。
4. 前項で適切と判定された各修練施設並びに修練指導責任者または施設指導責任者には個別に学会認定修練施設証（総合修練施設、連携修練施設）および指導責任者認定証（修練指導責任者、施設指導責任者）を交付する。
5. 修練指導責任者あるいは施設指導責任者を含む修練指導体制の内容に変更がある場合、申請代表者はその年度において制度委員会に報告し、承認を得なくてはならない。

(審査・更新)

第23条 修練施設の認定審査は、2年毎に1回、書類によって修練施設認定部会が行い、制度委員会及び理事会の議を経て認定され、学会ホームページで公表する。

2. 認定修練施設の認定期間は4年とし、更新申請は各施設が行う。
3. 修練指導責任者および施設指導責任者の認定期間は4年とする。
4. 修練施設および指導責任者（修練指導責任者、施設指導責任者）の更新については付則に示す。

(資格喪失)

第24条 修練施設は、次の事由によりその資格を喪失する。

- 1) 修練施設としての認定を辞退したとき。

- 2) 修練施設としての認定更新を受けないとき.
- 3) その他、本規則に則った修練が継続できなくなったとき.

(認定取消)

第25条 日本成人先天性心疾患学会理事長は、制度委員会において修練施設として不相当と認められたものに対して、理事会、評議員会の議決を経て総会の承認をもって修練施設の認定を取り消すことができる。

第5章 疑義・守秘・公示

第26条 専門医ならびに修練施設の認定および取り消しに関する疑義は、書面をもって理事長に行う。理事長は制度委員会の議決を経て6か月以内に書面をもってその結果を回答する。

第6章 暫定措置

(暫定措置)

第27条 本制度施行に当たり暫定措置を置くこととし、そのための暫定規則は別に定める。

2. 暫定措置および規則は理事会の議決を経て制定し、評議員会ならびに総会に報告する。
3. この暫定措置には期限を置くものとする。

第7章 会計

第28条 本制度に関する会計は制度委員会で行う。

2. 会計に関する事項は別に定める。

第8章 改正

第29条 本細則の改正は理事会の議決を経て、評議員会および総会に報告する。

第9章 付則

第30条 本規則（施行細則）の付則は以下の内容を含むものとする。

1. 学会認定修練施設および修練指導責任者の申請及び認定.
2. 学会認定専門医の申請および認定.
3. 学会認定専門医および認定施設の資格更新.
4. 暫定措置（暫定専門医認定基準）.
5. 専門医制度会計に関する事項.

第31条 この細則は、2018年1月26日に制定する。

2. この細則は、2018年9月21日から一部改正の上、施行する。